

税務出納課からのお知らせ

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎ 85-6132

■平成30年度の所得証明及び課税証明書等の発行開始日

【特別徴収の方】5月15日（火）

給与所得者の方の納税方法で、年税額を12回（6月から翌年5月まで）に分け、会社など（特別徴収義務者）が月々の給与から天引きで徴収し納税していただく方。

【普通徴収の方】6月15日（金）※年金特別徴収の方を含む

- ①自営業者の方などの納税方法で、年税額を4期（6月・8月・10月・12月）に分けて自分で納税していただく方。
- ②年金特別徴収の方…年金所得者で年金からの天引きで納税していただく方。

平成30年度の所得証明書は平成29年分の所得、課税証明書等には平成29年分の所得に対する課税額が記載されます。

※平成30年1月1日現在、白鷹町に住所のある方で所得の申告がある方に発行できます。

※所得の申告がない場合は別途申告書の提出が必要となります。（税務出納課へ申告書を提出してください）

■軽自動車税の納期限は5月31日（木）です

①軽自動車税の減免

障がいのある方で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。要件については、税務出納課町民税係にお問い合わせください。

また、軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。昨年から引き続き減免を受けられる方も、期間内に再度申請をしてください。期間内に申請されない場合は、減免を受けられなくなりますのでご注意ください。

- 申請期間 納付書が届いた日～5月31日（木）
※納期限まで

- 申請場所 税務出納課町民税係（④番窓口）

●申請の際に持参いただくもの

- ①身体障害者手帳など、障害状態のわかるもの
- ②免許証
- ③軽自動車税の納付書または納税通知書
- ④印鑑（認印、シャチハタ不可）

※家族が運転する場合は、運転する方の免許証もお持ちください。

②軽自動車税を口座振替される方へ

軽自動車税を口座振替で納められた方の車検時に必要な納税証明書は6月中旬に発送します。ただし、発送までの間に車検を受けられる方には随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、お手数ですが引き落としの確認ができる預金通帳を記載してご持参のうえ、税務出納課町民税係までおいでください。

③軽自動車税を納付書で納付される方へ

納付書の右端が、車検時に必要な「軽自動車納税証明書（継続検査用）」になりますので、車検のある方は失くさないように注意してください。

万が一失くされた場合は、役場の税務出納課町民税係（④番窓口）で再発行できますので、納付が確認できるもの（領収書など）をご持参のうえおいでください。（町で納付の確認ができるまで、納付された場所が金融機関の場合2～7日程度、コンビニエンスストアの場合は2～3週間程度かかります。）

■平成30年度の軽自動車税の税額（年額）について

🚲 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

| 車種区分 | | 平成30年度 税額（年額） |
|---------------------|----------------------|------------------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 2,000円 |
| | 50cc超90cc以下 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400円 |
| | ミニカー | 3,700円 |
| 軽二輪車（125cc超250cc以下） | | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車（250cc超） | | 6,000円 |
| 専ら雪上を走行するもの | | 3,600円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用のもの | 2,400円 |
| | その他のもの （フォークリフト等） | 5,900円 |

🚗 三輪及び四輪以上の軽自動車

| 車種区分 | 税額（年額） | | | | |
|--------------|--------|--------|---------|--------|---------|
| | (1) | (2) | (3) | | |
| 三輪 | 4,600円 | 3,100円 | 3,900円 | | |
| 軽自動車 四輪以上 | 乗用 | 営業用 | 8,200円 | 5,500円 | 6,900円 |
| | | 自家用 | 12,900円 | 7,200円 | 10,800円 |
| | 貨物用 | 営業用 | 4,500円 | 3,000円 | 3,800円 |
| | | 自家用 | 6,000円 | 4,000円 | 5,000円 |

(1)最初の新規検査から13年を経過した車両。（重課税率「環境にやさしい「グリーン化」を推進するため、環境負荷が他に比べて大きいと考えられる車両に対する税率のこと」適用車。）

※平成30年度は、最初の新規検査年月が平成17年3月31日以前の車両が重課税率の対象。

(2)平成27年3月までに最初の新規検査を受けた、重課税率が適用されない車両。（電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッドの車両及び被けん引車が適用されない車両）

(3)平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両。

[グリーン化特例（軽課税率）について]

平成29年度中（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについて、平成30年度分に限り軽自動車税を軽減する特例措置が適用されます。

●対象車

(ア)電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
（平成21年度排出ガス10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合車）

(イ)乗用：平成32年度燃費基準+30%達成車

貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗用：平成32年度燃費基準+10%達成車

貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)(ウ)については、内燃機関の燃料が発揮油（ガソリン）の軽自動車に限り、また、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限り、また、

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

| 車種区分 | 税額（年額） | | | | |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------|--------|
| | (ア) おおむね 75%軽減 | (イ) おおむね 50%軽減 | (ウ) おおむね 25%軽減 | | |
| 三輪 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | | |
| 軽自動車 四輪以上 | 乗用 | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | | 自家用 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| | 貨物用 | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |
| | | 自家用 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |

◎グリーン化特例は、平成31年度課税分についても平成30年度中に最初の新規検査を受けた車両に限り適用されます。